

**大船渡市営住宅
大船渡市有住宅
大船渡市特定公共賃貸住宅
指定管理者募集要項**

岩手県大船渡市

指定管理者制度は、市が指定する法人その他の団体に施設の管理を代行していただく制度で、法人その他の団体が有する発想やノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ろうとするものです。

大船渡市は、令和 9 年度から大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅の管理を代行していただく指定管理者を募集します。

1 対象施設

施 設 名	所 在 地
大船渡市営住宅	大船渡市盛町字宇津野沢 38 番地 1 ほか
大船渡市有住宅	大船渡市盛町字馬場 23 番地 7
大船渡市特定公共賃貸住宅	大船渡市三陸町吉浜字横石 212 番地ほか

＊ 施設の詳細は、別添「大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅の概要」を参照してください。

2 指定管理者が行う業務

別添「大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅管理運営業務仕様書」を参照してください。

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、この期間内であってもその指定を取消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることがあります。

4 応募資格

- (1) 本市及び他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が代表者等でないこと及びその事業活動を支配していないこと。
- (6) 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅の管理運営を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 本市内に事務所、営業所等がある民間事業者（団体）であること。

5 提出書類

各書類とも正本1部、副本1部（写し可）を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（所定様式）
- (2) 事業計画書及び収支計画書（所定様式）
- (3) 応募しようとする団体に関する書類（任意様式）
 - ① 定款、規約又はこれに類する書類
 - ② 法人登記簿謄本（法人のみ）
 - ③ 過去3会計年度分の貸借対照表及び損益計算書
 - * 法人以外の団体にあつては、収支決算書
 - ④ 納税証明書（国税及び地方税）（令和8年度賦課分）
 - * 法人以外の団体にあつては、代表者に係るもの
 - ⑤ その他団体の事業概要を示すパンフレット等

6 募集期間及び募集要項等の配布

- (1) 募集期間

令和8年9月10日（木）から令和8年10月8日（木）まで

- (2) 募集要項等の配布

大船渡市ホームページの「住宅管理課」に募集要項、仕様書、申請書類等を掲載していますので、申請書類は各自ダウンロードしてご利用ください。

7 提出期限

令和8年10月8日（木）午後4時厳守

郵送又は持参により提出してください。いずれの場合も提出期限日の午後4時必着とし、提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものについては無効とします。電子メール、FAXによる提出は認めません。

8 現地説明会

開催しません。

9 募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年9月28日（月）午後4時厳守

質問内容を簡潔に記載した書面を、郵送、FAX又は持参により提出してください。口頭による質問は受け付けません。

- (2) 回答方法 すべての質問を取りまとめ、応募者全員に質問及び回答内容をお知らせします。

10 選定基準

- (1) 施設利用者の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に確保するとともに、経費の節減を図ることができるものであること。
- (4) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

11 選定の方法

- (1) 指定管理者候補者の選定は、書類審査及び大船渡市指定管理者候補者選定委員会により行います。
- (2) 選定の結果は、速やかに文書で通知します。
- (3) 市は、上記により選定された候補者について指定管理者に指定する議案を令和9年2月から3月にかけて開催される市議会に提案し、議決を経た後、指定管理者として指定します。

12 その他留意事項

- (1) 市が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類は返却しません。
- (4) 応募書類等は情報公開の請求により、公開する場合があります。
- (5) 応募内容に虚偽があることが判明したときは、失格とすることがあります。

13 配布資料

- (1) 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅指定管理者募集要項
- (2) 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅の概要
- (3) 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅管理運営業務仕様書
- (4) 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅指定管理者指定申請書及び各様式
- (5) 大船渡市営住宅条例・同施行規則、大船渡市有住宅条例・同施行規則、大船渡市特定公共賃貸住宅条例・同施行規則

14 応募書類の提出先・問合せ先

大船渡市都市整備部住宅管理課

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL 0192-27-3111（内線 327） FAX 0192-26-4477